

水質検査の項目と頻度（令和6年更新）

番号	グループ	項目名	基準値	浄 水			原 水
				基本検査頻度	検査回数の減・省略	留意事項	
1	A	一般細菌	100	月1回以上	連続的に計測及び測定されている場合は3ヶ月に1回以上	採水場所の選定は、給水栓のうち施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所を選定することとし、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。	
2		大腸菌	検出されないこと				
38		塩化物イオン	200				
46		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3				
47		pH値	5.8-8.6				
48		味	異常でないこと				
49		臭気	異常でないこと				
50	A'	色度	5度以下	3箇月に1回以上	吹田市保健所長通知により毎月実施が望ましい。	年間の変動パターンが明らかになっているものについては、年間の最高値が測定される時期を含むこと。	○検査項目 「A（味を除く）」＋「A'」＋「B」＋「D」＋「E」＋「F」＋「G」＋「シアン化物イオン及び塩化シアン」について実施。 （「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」におけるクリプトスポリジウム指標菌及び汚染のおそれのある施設でのクリプトスポリジウムの検査を実施する場合、検査実施計画に記載すること。）
51		濁度	2度以下				
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				
34	B	鉄及びその化合物	0.3	3箇月に1回以上	水源における当該物質を産出する藻類の発生が少ないことが明らかな期間は省略可。		○検査頻度 1年に1回以上（水質が最も悪化していると考えられる時期）
37		マンガン及びその化合物	0.05				
42	C	ジェオスミン	0.00001	3箇月に1回以上	① 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間における各項目の検査の結果（最大値）が基準値と比べて・5分の1以下の場合→1年に1回以上・10分の1以下の場合→3年に1回以上に減じることができる	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、「D」、「F」は省略できる。	○留意事項 水源ごとに実施すること水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、水道事業者が行う同一配水系統の水質検査を持って替えることができる
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001				
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				
23		クロロホルム	0.06				
25		ジブロモクロロメタン	0.1				
29		ブロモジクロロメタン	0.03				
30		ブロモホルム	0.09				
27		総トリハロメタン（23, 25, 29, 30の総和）	0.1				
22		クロロ酢酸	0.02				
24		ジクロロ酢酸	0.03				
28		トリクロロ酢酸	0.03				
26		臭素酸	0.01				
31		ホルムアルデヒド	0.08				
21		塩素酸	0.6				
3	D	カドミウム及びその化合物	0.003		※ 原水並びに水源及びその周辺の状況（海水を原水としている場合は「12 ホウ素」は省略できない）	「6 鉛及びその化合物」の検査に供する水の採取方法は、毎分5リットルの流量で5分間流し捨て、その後15分間滞留させた後先と同じ流量で流しながら開栓直後から5リットルを採取し。均一に混合して必要量の検査用試料を採水容器に分取すること。	
4		水銀及びその化合物	0.0005				
5		セレン及びその化合物	0.01				
7		ヒ素及びその化合物	0.01				
12		フッ素及びその化合物	0.8				
13		ホウ素及びその化合物	1.0				
36		ナトリウム及びその化合物	200				
39	E	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3箇月に1回以上	※ 原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材等の使用状況		
40		蒸発残留物	500				
41		陰イオン界面活性剤	0.2				
44		非イオン界面活性剤	0.02				
45		フェノール類	0.005				
6		鉛及びその化合物	0.01				
8		六価クロム化合物	0.02				
32	F	亜鉛及びその化合物	1.0	3箇月に1回以上	※ 原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）		
33		アルミニウム及びその化合物	0.2				
35		銅及びその化合物	1.0				
14		四塩化炭素	0.002				
15		1,4-ジオキサン	0.05				
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17		ジクロロメタン	0.02				
18	G	テトラクロロエチレン	0.01	3箇月に1回以上	①（採水時に残留塩素を消去する検査方法によって得られたものに限る）により①の規定で測定回数を減じることができる		
19		トリクロロエチレン	0.01				
20		ベンゼン	0.01				
9		亜硝酸態窒素	0.04				